を利用可能及び使用する時期を決定すること。

c)　最貧国、経済的な移行期にある過大な債務を抱えた貧しい国並びに広い国土及び加入者の密度の低い国土の国々を含んだ開発途上国の特有の必要性、国内状況及び環境を満足させなくてはならないこと。

d)　これらの周波数帯が現在分配されている全ての業務によるこれらの周波数帯の現在及び計画中の使用状況に考慮しつつ、IMTの地上系による調和の取れたスペクトル利用の恩恵に対し、適切な考慮が及ぼされるべきであること。

e)　IMTに1GHz以下の低い周波数帯を利用することは、多くの国で人口過疎地と人口密集地との間の格差を埋めることにも役立つこと。

f)　IMTへの周波数の特定は、これらの周波数帯が分配されている業務や用途による当該周波数帯の使用を排除するものではないこと。

g)　放送業務及び他の一次的基礎での分配の業務による470-862MHzの周波数帯の使用も、GE06協定で扱われていること。

h)　移動及び放送の業務を含め、周波数帯が分配されている異なる業務の必要条件も考慮される必要のあること。

以下を決議し、

1　IMTを導入している又は導入しようと計画している主管庁は、利用者の需要及び他の考慮に基づき、第5.286AA号及び第5.317A号で特定された周波数帯並びに第二地域及び第三地域の幾つかの国々では第5.295号、第5.296A号及び第5.308A号で特定された周波数帯において、IMTに特定された1GHz以下の周波数帯の使用及びセルラー方式による移動通信網のIMTへの発展の可能性を考慮すること。

2　第一地域では694-862MHzの周波数帯、第二地域では470-806MHzの周波数帯、第三地域では790-862MHzの周波数帯、第5.296A号に掲げられている主管庁においては470-698MHzの周波数帯又はその一部及び第5.313A号に掲げられている主管庁においては698-790MHzの周波数帯又はその一部において、IMTのアプリケーション又はシステムを導入する際には、既存の関連するITU-Rの研究の結果を考慮に入れることを主管庁に対し勧奨すること。

3　主管庁は、470-806/862MHzの周波数帯において、他の一次的基礎での分配の地上業務と同様、GE06の計画地域におけるアナログ方法を除く、既存及び将来のアナログ及びデジタルの双方の放送局を保護する必要性を考慮に入れるべきこと。

4　決議事項２で取り上げられている周波数帯でIMTの導入を計画している主管庁は、必要に応じて、導入の前に全ての隣接する主管庁と調整を行うものとすること。

5　第一地域（モンゴルを除く。）及びイランにおいては、移動業務の無線局の導入はGE06協定に含まれる手続の適用の対象となるものとすること。その場合、

a)　調整が不要な移動業務の無線局を配置する、又は影響を受ける可能性のある主管庁の事前同意を得ることなく移動業務の無線局を配置する主管庁は、GE06協定を遵守して運用している主管庁の放送業務の局に対し受け入れられない混信を起こし、及びそれらの局からの保護を要求してはならないものとする。これには、GE06協定の§5.2.6により必要とされる署名のある誓約を含むことが望ましい。

b)　調整が不要な移動業務の無線局を配置する、又は影響を受ける可能性のある主管庁の事前同意を得ることなく移動業務の無線局を配置する主管庁は、GE06プランに加わっている他のいずれの主管庁による、将来の追加的な放送の分配又は割当てのGE06プランへの参加やMIFRへの登録に対しても、上記の無線局との関係で、異議を唱え、又は妨げてはならない。

6　第二地域では、IMTの導入は、アナログからデジタルテレビジョンへの移行についての各主管庁の決定に依存するものとすること。

以下を無線通信開発局長に要請する。

この決議に対するITU電気通信開発部門の注意を喚起すること。

追　　決議第235（WRC-15）　第一地域における470-960MHz帯のスペクトルの使用の見直し

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　1GHz以下の周波数帯域の良好な伝搬特性は、カバレッジの費用効果の問題解決を提供する上で有利なこと。

b)　スペクトルの効率的使用を促進し、スペクトルの利用を容易にするために、常に技術進歩を活用する必要があること。

c)　470-862MHzの周波数帯は、世界的規模で地上テレビジョン放送業務を提供するために使用される調和のとれた周波数帯域であること。

d)　多くの国では、国として放送業務を提供する義務があること。

e)　地上放送網の寿命期間は長く、投資と将来の発展を担保するためには安定的な規制環境が必要なこと。

f)　スペクトルの有効利用を増進する技術的進歩を活用するために、多くの国では、694MHz以下の周波数帯への放送の移行及び次世代放送技術の導入のための投資が次の10年間に必要なこと。

g)　多くの開発途上国では、地上放送が放送業務を提供する唯一の実現可能な手段であること。

h)　地上デジタルテレビジョン（DTT）の技術動向は、標準テレビジョンよりもより高いビットレートを要する高精細テレビジョンに向かっていること。

i)　470-694MHzの周波数帯及びその隣接周波数帯の全ての一次業務を適切に保護する必要があること。

j)　694/698-960MHzの周波数帯の一部を使うIMTシステムは、場所、通信網又は使用端末に関わらず、世界的規模で通信サービスを提供することを意図していること。

k)　第5.296号に掲げた国々では、放送及び番組制作に付随するアプリケーション用として、陸上移動業務に対し二次的基礎による追加の分配が行われていること。

l)　第5.312号に掲げた国々では、645-862 MHzの周波数帯は、航空無線航行業務（ARNS）に一次的基礎で分配されていること。

m)　一部の国では、この周波数帯の一部は、風観測気象レーダーの運用に限定した無線標定業務（第5.291A号）及び電波天文業務（第5.306号）にも二次的基礎で分配されていること、並びに、第5.149号に従い、他の業務の局に割当てを行う際には、電波天文業務が有害な混信から保護されるよう、主管庁は全ての措置を執るよう要請されていること。

以下を認識し、

a)　GE06協定は、とりわけ470-862MHzの周波数帯において、モンゴルを除いた全ての第一地域国及びイランに適用されること。

b)　GE06協定には、地上放送業務及びほかの一次的基礎の業務に関する規定、デジタルテレビジョンのプラン並びにほかの一次的基礎の地上業務の局の一覧が記載されていること。

c)　GE06プランのデジタルエントリは、GE06協定の§ 5.1.3で設定された条件及び無線通信規則第4.4号の規定に基づき、放送業務以外の業務の送信にも使われる可能性があること。

d)　アナログ跡地の利用及びデジタルテレビジョンへの移行とその技術的進歩に関する情報が必要とされるが、2019年以前には入手できる可能性が無いこと。

以下に留意し、

新しいアプリケーション並びに放送及び移動業務の両方の技術に関し進んでいる開発

以下を、2019年世界無線通信会議の後、かつ、2023年世界無線通信会議に間に合うように、ITU-Rに要請することを決議し、

1　関連する無線通信部門（ITU-R）の研究、勧告及び報告を考慮し、第一地域の470-960 MHzの周波数帯における既存業務のスペクトルの使い方を見直すとともに、スペクトルの必要